

27環委(原専)第8号
平成27年8月28日

伊方原子力発電所環境安全管理委員会
会 長 上 甲 俊 史 様

伊方原子力発電所環境安全管理委員会
原子力安全専門部会長 望月 輝一

伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会
の審議結果について（報告）

このことについて、伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会の審議結果等下記のとおり報告します。

記

伊方3号機の更なる揺れ対策に係る取組みについて

○取組みの位置付け

愛媛県からの「更なる揺れ対策」の要請に対する四国電力の自主的取組みについては、国の規制基準及び評価方法に基づいて耐震安全性が確保されるということをそもそもの基本認識としたうえで、裕度の小さい設備・機器について、各設備の実態に即した評価を行い、必要に応じて耐震性向上工事を実施するもので、県民の安全・安心の更なる向上に向けた取組みである。

○四国電力の報告内容

「取組みの位置付け」を踏まえたうえで、今回の四国電力の評価については、安全上重要な機能を有する195設備について、新規制基準に基づく審査で確認された新たな基準地震動を用いて、国の工事計画認可、耐震バックチェックおよびストレステストにおいて適用実績のある方法等により評価を行った結果、概ね1,000ガルの揺れに対する耐震性が確保されることを確認したものであり、四国電力の評価手法及び評価結果は妥当であることを確認した。

○四国電力の今後の対応

県民等への説明に当たっては、国の規制基準に基づき耐震安全性は確保されることを伝えたいと、規制基準と自主的取組みの違いも含め、評価結果を正確に説明するとともに、今回得られた個々の数字にのみとらわれることなく、耐震性向上はもとより、発電所全体の安全性向上に常に取組んでいくこと。

なお、当部会としては、こうした取組みを審議することは、ひとつの見方だけでなく異なる角度から確認し多方向から安全性を議論する観点であることから、非常に有効なものであると考える。